福祉 · 介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

事業所等情報

						· -				
障がい福祉サービス等事業所番号	0	8	1	0	4	0	0	1	. 1	9

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシホウジン ホウコウカイ				
尹未日 所以日	名 称	社会福祉法人 芳香会				
	〒306-0201					
主たる事務所の	茨城県古河市上大野698					
所在地						
	電話番号	0280-97-1027	FAX 番号	0280-97-11	12	
本光で炊るりむ	フリガナ	セイランソウリョウゴエン		提供する	施設入所支援・生活介護	
事業所等の名称	名 称	青嵐荘療護園		サービス	短期入所	
	〒306-0201					
事業所の所在地	茨城県己	5河市上大野735-1				
争未別の別任地						
	電話番号	0280-98-2781	FAX 番号	0280-98-66	00	
複数の事業所ごとり	複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算(I)()事業所					
※この場合、事	業所等情報	については、「別紙一覧表による」と記載する		特定加算(Ⅱ)		

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、 人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

) 貝金以音計画について(本計画に記載され 員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があ		明时以降少是省八亿(刊)	11日 秋 守/、			
1	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I II 区分	なし)			
2	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算(I II III)			
3	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有(福祉専門職員配置等加算	• 特定事業所加算)	取得無			
4	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元 年 10 月	~ 令和 2 年 3 月				
(5)	令和 元 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算	算の見込額	2,	704,973 円			
6	賃金改善の見込額(i - ii)2,720,764						
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 160,116,49						
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の	157,	157,395,726 円				
7	経験・技能のある障がい福祉人材 (●) における ³	94,800 円 ·	17 人				
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃	金の総額 (見込額)	90,	569,528 円			
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額 88,976,88						
	v) 当該事業所における経験・技能のある障がい福祉人材の人数						
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数) 2人】						
8	他の障がい福祉人材(2)における平均賃金改善物	47,400 円 ·	24 人				
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 42,048,748						
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の	41,	41,034,388 円				
	viii) 当該事業所における他の障がい福祉人材の人数 21.4						
9	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) /	16,730 円・	5 人				
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) 27,498,214			498,214 円			
	x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額 27,384,43			384,450 円			
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 6.8						
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金	(見込額)	4,020,0	00 円】			
(10)	賃金改善実施期間	令和 元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月					
	※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。						
	 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行	・賃金改善は処遇改善手当により	の令和2年3月に支	給			
	う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定	・❶の勤続 10 年以上は当法人内での勤続年数で設定					
	である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)	└額 63,273 円					
11)	等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具		ベキ士公				
	体的に記載すること。なお❶の「経験・技能のある」	・個々の職員の賃金改善は法人の					
	る障がい福祉人材」の基準設定の考え方について は必ず記載すること。)	・賃金改善額には賃金改善に伴	う法定福利費等の増	加分を			
	7,00,00	含む					

[※] ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障がい福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表 (指定権者ごと)
 - ・添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

)年10月から現在までに実施した事項について必ず <u>全て</u> に○をつけ 意・処遇の改善」及び「その他」について、 それぞれ1つ以上の取組	
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者 取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障がい支援者 に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介 含む) ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修の ・ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たし ・ その他(者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員 ↑護職員の負担を軽減するための代替職員確保を ための制度構築
労働環境・処遇の改善	・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンタ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職の充実 ・ I C T活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタにすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボッ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化によ務環境や支援内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・その他(機制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策 マブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能 の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤 軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性 トやリフト等の介護機器等の導入 業所内保育施設の整備 る個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤 の明確化
その他	 ■ 障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特問正規職員制度の導入等)) ・ 障がいを有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配が、非正規職員から正規職員への転換・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員と・職員の増員による業務負担の軽減・その他(寺化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短 慮

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること

(次) 太仲内に記載すること。						
実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。						
ホームページへの 掲載	・ 「障がい福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定・ 独自のホームページへの掲載 / 予定					
その他の方法によ る掲示等	・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・ その他()				

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を 求められることや障がい福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。